

清水アキラスペシャル
第48回全日本公認甲信越ブロック連合
中学校・チルドレンスキー競技会開催要項

主 催 (公財) 全日本スキー連盟甲信越ブロック協議会
(公財) 長野県スキー連盟 山ノ内町体育協会
主 管 志賀高原スキークラブ 志賀高原観光協会
後 援 (公財) 全日本スキー連盟 (公財) 新潟県スキー連盟
NPO 法人山梨県スキー連盟 長野県教育委員会
長野県中学校体育連盟 新潟県中学校体育連盟 山ノ内町 山ノ内町教育委員会
協 賛 長野電鉄株式会社 長電バス株式会社 信濃毎日新聞社
SBC信越放送 NBS長野放送 TSBテレビ信州 a b n長野朝日放送
北信ローカル社 山ノ内町観光連盟 志賀高原索道協会
山ノ内町商工会 志賀高原旅館組合

- 1 期 日 2015年3月22日(日)～25日(水)
2 場 所 志賀高原 西館山コース及びジャイアントコース
3 種目・日程

期 日	種 目	時 刻	場 所
3月21日(土)	チームキャプテンミーティング	16:00	志賀高原総合会館 98
22日(日)	K-1男子スラローム	16:00	西館山コース
	K-1女子スラローム		
	開会式(K-1のみ)		志賀高原総合会館 98
	チームキャプテンミーティング		
23日(月)	K-1男子ジャイアントスラローム	16:00	ジャイアントコース
	K-1女子ジャイアントスラローム		
	開会式(K-2のみ)		志賀高原総合会館 98
	チームキャプテンミーティング		
24日(火)	K-2男子ジャイアントスラローム	16:00	ジャイアントコース
	K-2女子ジャイアントスラローム		
	チームキャプテンミーティング		志賀高原総合会館 98
25日(水)	K-2男子スラローム		ジャイアントコース
	K-2女子スラローム		

* 各種目スタート時間はチームキャプテンミーティングにて発表いたします。
各チームの代表者は必ず、チームキャプテンミーティングに出席してください。

- 4 参加資格 (1) S A J 競技者管理登録がされていること。
 (2) 小学校5年生から高校1年の早生まれであること。
 カテゴリーの対象は以下のとおり。
- ① K - 1 カテゴリー
 平成14年4月2日生～平成16年4月1日生の競技者が対象
 (小学5年生、小学6年生)
 ※ただし責任者又は付添者の引率があること。
- ② K - 2 カテゴリー
 平成11年1月1日生～平成14年4月1日生の競技者が対象
 (中学1・2・3年生及び高校1年生の早生まれ)
 (3) スポーツ傷害保険、又はこれに準ずる傷害保険に加入していること。
 (4) スキーにおける危険や防止法等を熟知(講習)していること。
 ※別紙「スノースポーツ競技者の心得」を参照
- 5 ブロック (1) 開催ブロック以外のブロック 男子10名 女子10名
 出場枠 ※各ブロックで取りまとめの上、必ずランキングをつけ、ブロック会長の推薦状添付し申込むこと。
 (2) 開催ブロック 新潟県 男子70名 女子70名
 山梨県 男子10名 女子10名
 (3) 開催県枠 長野県連推薦選手
 ※参加選手が180名を超えた場合には、開催地を除くブロックのランキングの下位の者から抽選により制限を行う。
6. スタート (1) ○K-1競技については、オールドローとする。
 順について ○K-2競技については第1シードとして長野県選手の種目別Kポイント上位15名をドロウとする。第2シード以降は、S A Jポイント順に並べ、同ポイントはシングルドロウを行う。ポイントを保持していない選手もシングルドロウを行う。
 (2) 競技前日のTCMにて、日程、会場の最終決定、ドロウ、B i b配布を行いますので、代表者は必ず出席してください。(遅れる場合は必ず大会事務局に連絡をすること。また万一、TCMに出席できない場合も大会事務局へ連絡してください。)
- 7 競技規則 (1) この大会に定められている規則の他、全日本スキー連盟競技規則(最新版)による。
- 8 申込方法 (1) 申込先 〒381-0498
 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1 山ノ内町教育委員会事務局内
 志賀高原少年スキー大会事務局宛 TEL 0269-33-1102
 (2) 申込方法 ・全日本スキー連盟指定の標準エントリーフォームにより参加料・大会協力費を添えて申し込む。ただし、開催ブロック(甲信越プロ

ック) 以外のブロックについては、ブロックで取りまとめの上、ブロック会長の推薦状を添付し申し込むこと。

・宿泊確認書及び参加料送付一覧表も添付すること。※口座振込をされる場合でも、参加料送付一覧表を記入し添付すること。

・参加申込書には、必ず宿泊先を明記すること。

・尚、FAXでの申込は一切受けない。

※口座振込の場合は、振込が確認できるもの(振込通知書の写し等)を必ず添付すること。

(3) 参加料 1人1種目 2,300円

(4) 大会協力費 1人1,000円

※参加料及び大会協力費は、申し込みと同時に大会事務局に納入するか、下記口座へお振込みください。郵送の場合は現金書留でお送りください。

【振込先：志賀高原農協 本所 (普) 6229409

志賀少年スキー大会事務局 代表 新井孝宣】

※来年度からは口座振込に一本化を予定しております。

(5) 申込締切日 2015年3月11日(水) 必着

9 表彰 (1) 各種目3位まで表彰状及び賞品を授与し、6位まで表彰状を授与する。

(2) 表彰式は各競技終了後、競技会場で行う。

10 宿泊 (1) 1泊2食付 税込 6,200円選手のみ(引率者及び帯同者は7,200円)

(2) 宿泊については各学校・団体ごとに直接ホテルへ申し込む。

(宿泊場所についての問い合わせ先：志賀高原観光協会事務局 TEL 0269-34-2404)

11 その他 リフト券は個人負担とする。

清水アキラスペシャル

第48回全日本公認甲信越ブロック連合中学校・チルドレンスキー競技会

第58回 志賀高原少年スキー大会 宿泊確認書

※参加希望の大会のへチェックしてください。(大会ごとに記入をお願いします。)

団体名：		ご担当者名：				
〒 事務局住所						
TEL			FAX			
宿泊施設名：						
宿泊日 ・人数 ・	3月21日(土)	3月22日(日)	3月23日(月)	3月24日(火)	3月25日(水)	合計
	名	名	名	名	名	名
* 宿泊施設が2箇所以上の場合、下記にもご記入ください。						
宿泊施設名：						
宿泊日 ・人数	3月21日(土)	3月22日(日)	3月23日(月)	3月24日(火)	3月25日(水)	合計
	名	名	名	名	名	名
宿泊施設名：						
宿泊日 ・人数	3月21日(土)	3月22日(日)	3月23日(月)	3月24日(火)	3月25日(水)	合計
	名	名	名	名	名	名
宿泊施設名：						
宿泊日 ・人数	3月21日(土)	3月22日(日)	3月23日(月)	3月24日(火)	3月25日(水)	合計
	名	名	名	名	名	名

清水アキラスペシャル 第48回全日本公認甲信越ブロック
 連合中学校・チルドレンスキー競技会
参加料送付一覧表
K-1クラス用

K
|
1
用

スキー連盟

* ブロック

・ポイント取得選手 名

・ブロック推薦選手 名

平成27年 月 日

申込み責任者氏名 宿泊先

連絡先 TELor携帯 FAX

種 目	参加料	参加人数	参加料計
K-1男子GS	1名1種目 2,300円	名	円
K-1男子SL	1名1種目 2,300円	名	円
K-1女子GS	1名1種目 2,300円	名	円
K-1女子SL	1名1種目 2,300円	名	円
合 計		名	円
大会協力費 1名	1,000円	名	円

該当するものに○をしてください

送付金種 現金・郵便為替・銀行振込 (振込通知書等の写しを添付すること)

住 所:〒

氏 名: _____ 様

※参加受付通知を送付しますので、こちらに送付先を記入してください。

返信用

清水アキラスペシャル 第48回全日本公認甲信越ブロック
 連合中学校・チルドレンスキー競技会
参加料送付一覧表
K-2クラス用

K
|
2
用

スキー連盟

* ブロック

・ポイント取得選手 名

・ブロック推薦選手 名

平成27年 月 日

申込み責任者氏名 宿泊先

連絡先 TELor携帯 FAX

種 目	参加料	参加人数	参加料計
K-2男子GS	1名1種目 2,300円	名	円
K-2男子SL	1名1種目 2,300円	名	円
K-2女子GS	1名1種目 2,300円	名	円
K-2女子SL	1名1種目 2,300円	名	円
合 計		名	円
大会協力費 1名	1,000円	名	円

該当するものに○をしてください

送付金種 現金・郵便為替・銀行振込 (振込通知書等の写しを添付すること)

住 所:〒

氏 名: _____ 様

※参加受付通知を送付しますので、こちらに送付先を記入してください。

返信用

スノースポーツ競技者の心得

1. スノースポーツに内在する危険

スノースポーツには内在する以下の危険がある。

- ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候に伴う危険
※ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）を含む
- ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
- ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険
※ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面）なども含む
- ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
- ⑥ 雪上車両との衝突の危険
- ⑦ スノーパークの利用に伴う危険
- ⑧ スキーヤーのスピードの出し過ぎによる危険
- ⑨ 自己転倒による危険
- ⑩ 他のスキーヤーとの衝突による危険
- ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険
- ⑬ その他、これらに類する危険

2. スキーヤーの責務

1 滑走にあたって

- (1) スキーヤーはスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走しなければならない。
- (2) スキーヤーは常に視界のおよぶ範囲内で動き、いつでも止まったり曲がったりできなければならない。

2 リフト搭乗にあたって

- (1) リフト搭乗者とは、リフトに搭乗しているスキーヤーだけではなく、搭乗するために待機しているスキーヤーや搭乗し終えたばかりのスキーヤーを含む。
- (2) リフト搭乗者は、掲示板の注意書等を読み、これに従って搭乗しなければならない。

- (3) 搭乗に不安を感じるスキーヤーは、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得なければならない。

3 標識・指示の遵守

- (1) スキーヤーは、スキー場にある標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告、パトロール等スキー場係員の指示に従って行動しなければならない。

4 禁止行為

スキーヤーは以下の行為をしてはならない。

- ① コース外を滑走すること
- ② 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりすること
- ③ 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走すること
- ④ 他のスキーヤーの間近を滑走すること
- ⑤ 他のスキーヤーの滑走を妨げること
- ⑥ 圧雪車(ゲレンデ整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
- ⑦ リフトの運行を妨げること
- ⑧ 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑨ 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること
- ⑩ その他、これらに類する行為

5 徐行義務

スキーヤーは、以下の状況の下では徐行しなければならない。

- ① 徐行の標識があるところ
- ② 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- ③ シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- ④ 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- ⑤ ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）のとき
- ⑥ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき
- ⑦ リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき
- ⑧ コースの合流地点やコースが狭いところ
- ⑨ コースの脇や末端に近づいたとき
- ⑩ リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- ⑪ コースが混雑しているとき
- ⑫ キッズエリア（子供用ゲレンデ）に近づいたとき

- ⑬ 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
- ⑭ その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

6 滑走時の義務

- (1) 滑り出し・流入・横断のときは、上方からのスキーヤーを優先させる。
- (2) 滑走中は前方のスキーヤーの動向を注視し、前方のスキーヤーとの間に安全な距離を保つ。
- (3) ゲレンデ内で立ち止まったり、登り・降りをするときは、コースの端を利用する。
- (4) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両があるときは、その運行を優先させ、進路を空けて停止または徐行する。
- (5) スキーヤーは流した滑走具で他の人に危害を与えないよう用具に流れ止めをつける。
- (6) 深雪を滑走する際には、万が一雪に埋まった場合に呼吸の確保が出来るように予めストックの手皮から手を外しておく。また、ツリーウェルに落ち込まないよう大木の間近を滑走しない。

7 スノーパーク利用上の義務

スノーパークの滑走者は次のことを守らなければならない。

- (1) 掲示板などの注意書に従う。
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- (3) 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用する。

8 引率者・指導者の責務

- (1) 引率者・指導者とは、個人やグループまたは団体をスキー場に案内し、スキーヤーを指導・監督・介護する者をいう。
- (2) 引率者・指導者は、この基準に定めるルールを率先して守らなければならない。
- (3) 指導者は受講者に滑る技術を教えるだけでなく、この基準に定めるルールおよび安全に滑走する方法も指導しなければならない。
- (4) 指導にあたっては天候や雪質・コースの状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、雪崩などの重大な危険に遭わせてはならない。

9 受講者の責務

- (1) 受講者はスキー場において他のスキーヤーに対して何の優先権も持たない。
- (2) 受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの基準が定めるルールを守って行動しなければならない。

10 子供の保護者・付添人の責務

- (1) 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせてはならない。
- (2) 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて教えなければならない。

11 競技者

- (1) 競技者とは、現に競技に参加しているスキーヤーだけでなく、競技に参加するために練習をしているスキーヤーや競技前の足慣らしをしているスキーヤーも含む。

12 救助義務

- (1) 事故が起きた場合、全てのスキーヤーは事故者を援助しなければならない。
- (2) 事故の当事者および目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール員などスキー場係員に通報するとともに、怪我人の救助に協力しなければならない。
- (3) 事故の当事者および目撃者は、パトロール員などスキー場係員や当事者の求めに応じて、事故状況および氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない。

13 搜索費用の負担

スキーヤーがスキー場管理者の規制を無視してコース外や管理区域外に出て遭難したときは、スキーヤーは搜索および救助に要した費用を負担しなければならない。

14 ヘルメット・帽子の着用

- (1) スキーヤーはヘルメット・スキー帽を着用することが望ましい。
- (2) アルペン競技者（練習中も含む）はヘルメットを着用しなければならない。

15 保険加入の勧め

スキーヤーは事故に備えて、あらかじめ傷害保険等に参加しておくこと。